

**令和6年度
予算・税制等に関する要望**

令和 5 年 9 月
一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業の現状と課題

1. 今年も日本各地で台風・豪雨による激甚災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を受けており、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。
2. 地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」（添付資料）であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする基幹産業として重要な役割を担っています。地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営を継続していく必要があります、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が不可欠です。
3. 現在、内外経済の先行きが不透明となっている状況において、資機材の価格高騰や一部納入遅れ等により、建設業にとっても深刻な影響が継続している一方、公共工事に係る建設業者の施工余力は十分です。
4. 来年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、本会では令和3年度から週休2日と時間外労働を360時間以内とする「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」を展開しています。今秋からはさらに公共・民間工事を問わず、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合に中建審の「工期に関する基準」に沿ってこれを行う「適正工期見積り運動」を始めましたが、このような働き方改革の実現には、発注者の協力が不可欠となっています。

予算等に関する要望事項

1. 強靱な国土づくりと社会資本整備を着実に推進するとともに、近年の資機材等の価格高騰に対応し、令和6年度当初予算において、今年度を上回る公共事業関係費の確保をお願いします。
また、補正予算において、価格高騰を考慮した公共事業関係費の増額補正を行い、活力ある地方創生のため、地方への公共事業の重点配分を図るようお願いします。
2. 特に国民の安全・安心の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を前倒しして実施し、国土強靱化に係る必要かつ十分な事業量の確保をお願いします。
なお、同事業については、補正予算のみならず、令和6年度当初予算においても別枠で確保をお願いします。
また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を早期に策定し、併せて同計画に現行の加速化対策以上の事業量を盛り込むようお願いいたします。
3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映するほか、スライド条項については、手続の簡素化、1%又は1.5%の受注者負担の軽減を図るようお願いいたします。
4. ダンピング対策の実効性を確保するため、低入札調査基準価格及び最低制限価格の上限（0.92）、一般管理費等の算入率（0.68）をそれぞれ引き上げていただくようお願いいたします。
5. 時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等の推進をお願いします。
労働時間削減には、工期の適正化が特に重要であり、中建審の「工期に関する基準」について、さらに規範性の高いものに見直すようお願いいたします。
また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、更なる書類の削減を図るとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図るようお願いいたします。
週休2日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直しや補正係数の引上げをお願いします。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、熱中症対策費の計上、休憩・休止による工期の延長とそれに伴う増加経費の計上、「工期に関する基準」へのWBGT値に基づく基準の導入をお願いします。

6. 技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うとともに、技能者以外の賃上げに必要な現場管理費、一般管理費等の引上げをお願いします。

また、総合評価における賃上げ加点措置については、事後評価方式や複数年で評価する方式等、企業にとってリスクの少ない方式に改めるようお願いします。

7. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることも踏まえ、災害協定等での補償による救済措置の検討をお願いします。災害復旧工事以外の通常の工事であっても、自然災害等の「不可抗力」により生じた損害の1%の受注者負担の撤廃をお願いします。

災害、除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、空振りとなった場合等においても発注者が負担できる仕組の検討、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援の検討をお願いします。

令和6年度税制改正に関する要望事項

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 中小企業向け所得拡大促進税制の延長等
(雇用者給与等が増額した場合の税額控除を延長、各要件における税額控除率の引上げ、教育訓練費増加率要件 10%以上の引下げ)
2. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ等
(減価償却資産限度額 10 万円未満を 30 万円未満へ引き上げ、中小企業者等への特例措置の延長及び年間上限額 300 万円の引上げ)
3. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長
(欠損金が生じた前年度法人税から繰戻し還付が可能な特例措置の延長)
4. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置及び住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長
(固定資産税：一般住宅 3 年間 1/2 マンション 5 年間 1/2 の延長、登録免許税：保存登記 0.4%→0.15% 移転登記 2.0%→0.3%の延長)
5. 地方拠点強化税制の延長
(本社機能の地方移転・拡充に対する特別償却又は税額控除の延長)
6. 交際費等に係る特例措置の延長及び損金算入額の拡充
(800 万円までの全額損金算入又は接待飲食費の 50%損金算入のいずれか選択適用が可能な特例措置の延長、接待飲食費の損金算入上限額一人 5000 円の引上げ)
7. 非上場企業等の事業承継税制による特例承継計画の提出期限の延長
(令和 6 年 3 月末までの提出期限をさらに 1 年延長)
8. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃又は軽減措置の延長
(建設工事請負契約書の印紙税の撤廃又は現行の軽減措置の延長)
9. 軽油引取税の課税免除措置の延長
(建設機械及び港湾整備等での作業船の動力源に係る課税免除措置の延長)

II 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外